

# 税額控除額及び納税猶予税額の内訳書

F D 3 5 7 2

第8の8表（令和5年1月分以降用）

(単位は円)

被相続人

## 1 税額控除額

この表は、「未成年者控除」、「障害者控除」、「相次相続控除」又は「外国税額控除」の適用を受ける人が第1表の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」欄に記入する金額の計算のために使用します。

		(氏名)	(氏名)
※ 整理番号		<input type="text"/>	<input type="text"/>
未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	①	<input type="text"/>	<input type="text"/>
障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	②	<input type="text"/>	<input type="text"/>
相次相続控除額 (第7表⑬又は⑭)	③	<input type="text"/>	<input type="text"/>
外国税額控除額 (第8表1⑧)	④	<input type="text"/>	<input type="text"/>
合計 (①+②+③+④)	⑤	<input type="text"/>	<input type="text"/>

(注) 各人の⑤欄の金額を第1表のその人の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」欄に転記します。

(単位は円)

## 2 納税猶予税額

この表は、次の相続税の特例の適用を受ける人が第1表の「納税猶予税額⑳」欄に記入する金額の計算のために使用します。

- 農地等についての納税猶予及び免除等（租税特別措置法第70条の6第1項）
- 非上場株式等についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項）
- 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項）
- 山林についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の6第1項）
- 医療法人の持分についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の12第1項）
- 特定の美術品についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の7第1項）
- 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10第1項）

		(氏名)	(氏名)
※ 整理番号		<input type="text"/>	<input type="text"/>
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	①	<input type="text"/>	<input type="text"/>
株式等納税猶予税額 (第8の2表2A)	②	<input type="text"/>	<input type="text"/>
特例株式等納税猶予税額 (第8の2の2表2A)	③	<input type="text"/>	<input type="text"/>
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)	④	<input type="text"/>	<input type="text"/>
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	⑤	<input type="text"/>	<input type="text"/>
美術品納税猶予税額 (第8の5表2A)	⑥	<input type="text"/>	<input type="text"/>
事業用資産納税猶予税額 (第8の6表2A)	⑦	<input type="text"/>	<input type="text"/>
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧	<input type="text"/>	<input type="text"/>

(注) 1 上記①～⑦の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除（租税特別措置法第70条の7の13第1項）のうち2以上の特例の適用を受ける人がいる場合は、その人の①～⑦欄には、第8の7表の「3 納税猶予税額等」のうち①～⑦欄に対応する欄の金額を転記します。  
2 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「納税猶予税額⑳」欄に転記します。

〇この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	申告区分	年分	名簿番号	申告年月日	グループ番号
---------	------	----	------	-------	--------